

法規的告示

○内閣府告示第七十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 木原 稔

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和二十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
第1 食品 A 食品一般の成分規格 [1～5 略] 6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度			第1 食品 A 食品一般の成分規格 [1～5 略] 6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
[略]			[略]		
アフィドピロペン	小麦 その他の穀類 大豆 ばれいしょ さといも類 かんしょ やまいも こんにゃくいも その他のいも類	0.1ppm 0.2ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm	アフィドピロペン	小麦 その他の穀類 大豆 ばれいしょ さといも類 かんしょ やまいも こんにゃくいも その他のいも類	0.2ppm 0.2ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm 0.01ppm

てんさい	0.02ppm
だいこん類の葉	5 ppm
かぶ類の葉	5 ppm
クレソン	5 ppm
はくさい	5 ppm
キャベツ	0.5ppm
芽キャベツ	0.5ppm
ケール	5 ppm
こまつな	5 ppm
きょうな	5 ppm
チンゲンサイ	5 ppm
カリフラワー	0.5ppm
ブロッコリー	0.5ppm
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
チコリ	2 ppm
エンダイブ	2 ppm
しゅんぎく	2 ppm
レタス	2 ppm
その他のきく科野菜	3 ppm
その他のゆり科野菜	2 ppm
パセリ	5 ppm
セロリ	3 ppm
みつば	2 ppm
その他のせり科野菜	3 ppm
トマト	0.2ppm
ピーマン	0.2ppm
なす	0.2ppm
その他のなす科野菜	<u>2 ppm</u>
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.7ppm

てんさい	0.02ppm
だいこん類の葉	5 ppm
かぶ類の葉	5 ppm
クレソン	5 ppm
はくさい	5 ppm
キャベツ	0.5ppm
芽キャベツ	0.5ppm
ケール	5 ppm
こまつな	5 ppm
きょうな	5 ppm
チンゲンサイ	5 ppm
カリフラワー	0.5ppm
ブロッコリー	0.5ppm
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
チコリ	2 ppm
エンダイブ	2 ppm
しゅんぎく	2 ppm
レタス	2 ppm
その他のきく科野菜	3 ppm
その他のゆり科野菜	2 ppm
パセリ	5 ppm
セロリ	3 ppm
みつば	2 ppm
その他のせり科野菜	3 ppm
トマト	0.2ppm
ピーマン	0.2ppm
なす	0.2ppm
その他のなす科野菜	<u>0.2ppm</u>
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.7ppm

しろうり	0.7ppm
すいか（果皮を含む。）	0.7ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.7ppm
その他のうり科野菜	0.7ppm
ほうれんそう	2 ppm
オクラ	0.2ppm
しょうが	0.01ppm
その他の野菜	3 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.03ppm
日本なし	0.03ppm
西洋なし	0.03ppm
マルメロ	0.03ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.03ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.03ppm
ネクタリン	0.03ppm
あんず	0.03ppm
すもも	0.03ppm
うめ	0.02ppm
おうとう	0.03ppm
いちご	0.2ppm
その他の果実	0.2ppm
綿実	0.08ppm
ぎんなん	0.01ppm
くり	0.01ppm

しろうり	0.7ppm
すいか（果皮を含む。）	0.7ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.7ppm
その他のうり科野菜	0.7ppm
ほうれんそう	2 ppm
オクラ	0.2ppm
しょうが	0.01ppm
その他の野菜	3 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.03ppm
日本なし	0.03ppm
西洋なし	0.03ppm
マルメロ	0.03ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.03ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.03ppm
ネクタリン	0.03ppm
あんず	0.03ppm
すもも	0.03ppm
うめ	0.02ppm
おうとう	0.03ppm
いちご	0.2ppm
その他の果実	0.2ppm
綿実	0.08ppm
ぎんなん	0.01ppm
くり	0.01ppm

ペカン	0.01ppm
アーモンド	0.01ppm
くるみ	0.01ppm
その他のナッツ類	0.01ppm
<u>茶</u>	2 ppm
その他のスパイス	0.2ppm
その他のハーブ	5 ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	<u>0.3ppm</u>
豚の肝臓	<u>0.3ppm</u>
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	<u>0.3ppm</u>
牛の腎臓	<u>0.3ppm</u>
豚の腎臓	<u>0.3ppm</u>
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	<u>0.3ppm</u>
牛の食用部分	<u>0.3ppm</u>
豚の食用部分	<u>0.3ppm</u>
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	<u>0.3ppm</u>
乳	0.001ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	<u>0.02ppm</u>
その他の家きんの肝臓	<u>0.02ppm</u>

ペカン	0.01ppm
アーモンド	0.01ppm
くるみ	0.01ppm
その他のナッツ類	0.01ppm
[号を加える。]	
その他のスパイス	0.2ppm
その他のハーブ	5 ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	<u>0.2ppm</u>
豚の肝臓	<u>0.2ppm</u>
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	<u>0.2ppm</u>
牛の腎臓	<u>0.2ppm</u>
豚の腎臓	<u>0.2ppm</u>
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	<u>0.2ppm</u>
牛の食用部分	<u>0.2ppm</u>
豚の食用部分	<u>0.2ppm</u>
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	<u>0.2ppm</u>
乳	0.001ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	<u>0.01ppm</u>
その他の家きんの肝臓	<u>0.01ppm</u>

	鶏の腎臓	0.02ppm
	その他の家きんの腎臓	0.02ppm
	鶏の食用部分	0.02ppm
	その他の家きんの食用部分	0.02ppm
	鶏の卵	0.03ppm
	その他の家きんの卵	0.03ppm
	<u>はちみつ</u>	0.05ppm
	<u>りんご (果皮を除き、乾燥させたもの)</u>	0.02ppm
[略]		
グルホシネート	米	0.2ppm
	小麦	0.04ppm
	大麦	0.5ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	そば	0.3ppm
	大豆	2 ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.2ppm
	そら豆	0.2ppm
	らっかせい	0.1ppm
	その他の豆類	0.2ppm
	ばれいしょ	0.1ppm
	さといも類	0.1ppm
	かんしょ	0.04ppm
	やまいも	0.2ppm
	こんにゃくいも	0.2ppm
	てんさい	2 ppm
	さとうきび	0.03ppm
	だいこん類の根	0.3ppm
	だいこん類の葉	0.3ppm
	かぶ類の根	0.1ppm

	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	[号を加える.]	
	[号を加える.]	
[略]		
グルホシネート	米	0.3ppm
	小麦	0.2ppm
	大麦	0.5ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	そば	0.3ppm
	大豆	2 ppm
	小豆類	0.3ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.3ppm
	らっかせい	0.1ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	ばれいしょ	0.1ppm
	さといも類	0.3ppm
	かんしょ	0.1ppm
	やまいも	0.2ppm
	こんにゃくいも	0.2ppm
	てんさい	2 ppm
	さとうきび	0.03ppm
	だいこん類の根	0.3ppm
	だいこん類の葉	0.3ppm
	かぶ類の根	0.1ppm

かぶ類の葉	0.1ppm
[号を削る。]	
はくさい	<u>0.03ppm</u>
キャベツ	<u>0.03ppm</u>
ブロッコリー	<u>0.03ppm</u>
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.2ppm
レタス	0.4ppm
その他のきく科野菜	0.5ppm
たまねぎ	<u>0.1ppm</u>
ねぎ	0.1ppm
にんにく	<u>0.1ppm</u>
にら	0.1ppm
アスパラガス	0.4ppm
<u>わけぎ</u>	0.1ppm
その他のゆり科野菜	<u>0.1ppm</u>
にんじん	0.1ppm
パセリ	0.7ppm
セロリ	<u>0.04ppm</u>
みつば	<u>0.1ppm</u>
その他のせり科野菜	<u>0.1ppm</u>
トマト	<u>0.03ppm</u>
ピーマン	<u>0.03ppm</u>
なす	<u>0.03ppm</u>
その他のなす科野菜	0.1ppm
きゅうり	<u>0.03ppm</u>
かぼちゃ	0.2ppm
しろうり	0.3ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.3ppm

かぶ類の葉	0.1ppm
<u>クレソン</u>	0.3ppm
はくさい	<u>0.1ppm</u>
キャベツ	<u>0.1ppm</u>
ブロッコリー	<u>0.1ppm</u>
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.2ppm
レタス	0.4ppm
その他のきく科野菜	0.5ppm
たまねぎ	<u>0.2ppm</u>
ねぎ	0.1ppm
にんにく	<u>0.3ppm</u>
にら	0.1ppm
アスパラガス	0.4ppm
[号を加える。]	
その他のゆり科野菜	<u>0.05ppm</u>
にんじん	0.1ppm
パセリ	0.7ppm
セロリ	<u>0.2ppm</u>
みつば	<u>0.2ppm</u>
その他のせり科野菜	<u>0.3ppm</u>
トマト	<u>0.1ppm</u>
ピーマン	<u>0.1ppm</u>
なす	<u>0.1ppm</u>
その他のなす科野菜	0.1ppm
きゅうり	<u>0.1ppm</u>
かぼちゃ	0.2ppm
しろうり	0.3ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.3ppm

その他のうり科野菜	0.1ppm
ほうれんそう	<u>0.03ppm</u>
たけのこ	0.2ppm
オクラ	0.1ppm
しょうが	0.3ppm
未成熟えんどう	<u>0.03ppm</u>
未成熟いんげん	0.05ppm
えだまめ	<u>0.1ppm</u>
その他の野菜	0.3ppm
みかん（外果皮を含む。）	<u>0.05ppm</u>
なつみかんの果実全体	<u>0.05ppm</u>
レモン	<u>0.05ppm</u>
オレンジ	<u>0.05ppm</u>
グレープフルーツ	<u>0.05ppm</u>
ライム	<u>0.05ppm</u>
その他のかんきつ類果実	<u>0.05ppm</u>
りんご	0.1ppm
日本なし	0.1ppm
西洋なし	0.1ppm
マルメロ	0.1ppm
びわ（果梗 ^{こゝ} を除き、果皮及び種子を含む。）	0.1ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
ネクタリン	0.2ppm
あんず	0.2ppm
すもも	0.2ppm
うめ	0.2ppm
おうとう	0.3ppm
いちご	0.3ppm
ラズベリー	0.1ppm

その他のうり科野菜	0.1ppm
ほうれんそう	<u>0.1ppm</u>
たけのこ	0.2ppm
オクラ	0.1ppm
しょうが	0.3ppm
未成熟えんどう	<u>0.1ppm</u>
未成熟いんげん	0.05ppm
えだまめ	<u>0.2ppm</u>
その他の野菜	0.3ppm
みかん（外果皮を含む。）	<u>0.2ppm</u>
なつみかんの果実全体	<u>0.2ppm</u>
レモン	<u>0.2ppm</u>
オレンジ	<u>0.2ppm</u>
グレープフルーツ	<u>0.2ppm</u>
ライム	<u>0.2ppm</u>
その他のかんきつ類果実	<u>0.2ppm</u>
りんご	0.1ppm
日本なし	0.1ppm
西洋なし	0.1ppm
マルメロ	0.1ppm
びわ（果梗 ^{こゝ} を除き、果皮及び種子を含む。）	0.1ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
ネクタリン	0.2ppm
あんず	0.2ppm
すもも	0.2ppm
うめ	0.2ppm
おうとう	0.3ppm
いちご	0.3ppm
ラズベリー	0.1ppm

ブラックベリー	0.01ppm
ブルーベリー	0.1ppm
クランベリー	0.01ppm
ハックルベリー	0.1ppm
その他のベリー類果実	1 ppm
ぶどう	0.2ppm
かき	0.1ppm
バナナ	0.2ppm
キウイー (果皮を含む。)	0.6ppm
パパイヤ	0.1ppm
アボカド	0.1ppm
パイナップル	0.1ppm
グアバ	0.1ppm
マンゴー	0.1ppm
パッションフルーツ	0.1ppm
なつめやし	0.1ppm
その他の果実	0.2ppm
<u>ひまわりの種子</u>	0.05ppm
ごまの種子	0.1ppm
綿実	<u>15ppm</u>
なたね	2 ppm
ぎんなん	0.1ppm
くり	0.1ppm
ペカン	0.1ppm
アーモンド	0.1ppm
くるみ	0.1ppm
その他のナッツ類	0.1ppm
茶	0.3ppm
コーヒー豆	0.1ppm

ブラックベリー	0.01ppm
ブルーベリー	0.1ppm
クランベリー	0.01ppm
ハックルベリー	0.1ppm
その他のベリー類果実	1 ppm
ぶどう	0.2ppm
かき	0.1ppm
バナナ	0.2ppm
キウイー (果皮を含む。)	0.6ppm
パパイヤ	0.1ppm
アボカド	0.1ppm
パイナップル	0.1ppm
グアバ	0.1ppm
マンゴー	0.1ppm
パッションフルーツ	0.1ppm
なつめやし	0.1ppm
その他の果実	0.2ppm
[号を加える。]	
ごまの種子	0.1ppm
綿実	<u>5 ppm</u>
なたね	2 ppm
ぎんなん	0.1ppm
くり	0.1ppm
ペカン	0.1ppm
アーモンド	0.1ppm
くるみ	0.1ppm
その他のナッツ類	0.1ppm
茶	0.3ppm
コーヒー豆	0.1ppm

ホップ	0.9ppm
その他のスパイス	0.5ppm
その他のハーブ	0.5ppm
牛の筋肉	0.2ppm
豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.4ppm
豚の脂肪	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4ppm
牛の肝臓	6 ppm
豚の肝臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6 ppm
牛の腎臓	6 ppm
豚の腎臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6 ppm
牛の食用部分	6 ppm
豚の食用部分	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6 ppm
乳	0.2ppm
鶏の筋肉	0.2ppm
その他の家きんの筋肉	0.2ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.6ppm
その他の家きんの肝臓	0.6ppm
鶏の腎臓	0.6ppm
その他の家きんの腎臓	0.6ppm
鶏の食用部分	0.6ppm
その他の家きんの食用部分	0.6ppm

ホップ	0.2ppm
その他のスパイス	0.5ppm
その他のハーブ	0.5ppm
牛の筋肉	0.2ppm
豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.4ppm
豚の脂肪	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4ppm
牛の肝臓	6 ppm
豚の肝臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6 ppm
牛の腎臓	6 ppm
豚の腎臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6 ppm
牛の食用部分	6 ppm
豚の食用部分	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6 ppm
乳	0.2ppm
鶏の筋肉	0.2ppm
その他の家きんの筋肉	0.2ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.6ppm
その他の家きんの肝臓	0.6ppm
鶏の腎臓	0.6ppm
その他の家きんの腎臓	0.6ppm
鶏の食用部分	0.6ppm
その他の家きんの食用部分	0.6ppm

	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓</u>	0.01ppm
	<u>牛の食用部分</u>	0.01ppm
	<u>豚の食用部分</u>	0.01ppm
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分</u>	0.01ppm
	<u>乳</u>	0.01ppm
	魚介類	0.5ppm
[略]		
ペントキサゾン	米	<u>0.01ppm</u>
	その他の穀類	0.05ppm
	魚介類	0.08ppm
[略]		
メビコートクロリド	小麦	3 ppm
	大麦	<u>3 ppm</u>
	ライ麦	3 ppm
	その他の穀類	3 ppm
	ぶどう	<u>6 ppm</u>
	綿実	<u>40ppm</u>
	なたね	<u>3 ppm</u>
	牛の筋肉	0.09ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.09ppm
	牛の脂肪	0.06ppm
	豚の脂肪	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06ppm
	牛の肝臓	0.5ppm
	豚の肝臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
牛の腎臓	0.8ppm	

		[号を加える。]
		[号を加える。]
		[号を加える。]
		[号を加える。]
		[号を加える。]
	魚介類	0.5ppm
[略]		
ペントキサゾン	米	<u>0.05ppm</u>
	その他の穀類	0.05ppm
	魚介類	0.08ppm
[略]		
メビコートクロリド	小麦	3 ppm
	大麦	<u>4 ppm</u>
	ライ麦	3 ppm
	その他の穀類	3 ppm
	ぶどう	<u>5 ppm</u>
	綿実	<u>2 ppm</u>
	なたね	<u>4 ppm</u>
	牛の筋肉	0.09ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.09ppm
	牛の脂肪	0.06ppm
	豚の脂肪	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06ppm
	牛の肝臓	0.5ppm
	豚の肝臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
牛の腎臓	0.8ppm	

豚の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8ppm
牛の食用部分	0.8ppm
豚の食用部分	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8ppm
乳	0.06ppm
鶏の筋肉	0.05ppm
その他の家きんの筋肉	0.05ppm
鶏の脂肪	0.05ppm
その他の家きんの脂肪	0.05ppm
鶏の肝臓	0.05ppm
その他の家きんの肝臓	0.05ppm
鶏の腎臓	0.05ppm
その他の家きんの腎臓	0.05ppm
鶏の食用部分	0.05ppm
その他の家きんの食用部分	0.05ppm
鶏の卵	0.05ppm
その他の家きんの卵	0.05ppm
<u>はちみつ</u>	0.05ppm
[略]	

[(2)~(15) 略]

7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含まれるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
[略]		

豚の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8ppm
牛の食用部分	0.8ppm
豚の食用部分	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8ppm
乳	0.06ppm
鶏の筋肉	0.05ppm
その他の家きんの筋肉	0.05ppm
鶏の脂肪	0.05ppm
その他の家きんの脂肪	0.05ppm
鶏の肝臓	0.05ppm
その他の家きんの肝臓	0.05ppm
鶏の腎臓	0.05ppm
その他の家きんの腎臓	0.05ppm
鶏の食用部分	0.05ppm
その他の家きんの食用部分	0.05ppm
鶏の卵	0.05ppm
その他の家きんの卵	0.05ppm
[号を加える。]	
[略]	

[(2)~(15) 略]

7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含まれるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
[略]		

<p>[項を削る。]</p> <p>[略]</p> <p>[2]~(6) 略]</p> <p>[8~12 略]</p> <p>[B~D 略]</p>	<p>ジニトルミド</p> <table border="1"> <tr> <td>鶏の筋肉</td> <td>0.1ppm</td> </tr> <tr> <td>その他の家きんの筋肉</td> <td>3 ppm</td> </tr> <tr> <td>鶏の脂肪</td> <td>2 ppm</td> </tr> <tr> <td>その他の家きんの脂肪</td> <td>3 ppm</td> </tr> <tr> <td>鶏の肝臓</td> <td>0.1ppm</td> </tr> <tr> <td>その他の家きんの肝臓</td> <td>4 ppm</td> </tr> <tr> <td>鶏の腎臓</td> <td>6 ppm</td> </tr> <tr> <td>その他の家きんの腎臓</td> <td>6 ppm</td> </tr> <tr> <td>鶏の食用部分</td> <td>6 ppm</td> </tr> <tr> <td>その他の家きんの食用部分</td> <td>6 ppm</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[2]~(6) 略]</p> <p>[8~12 略]</p> <p>[B~D 略]</p>	鶏の筋肉	0.1ppm	その他の家きんの筋肉	3 ppm	鶏の脂肪	2 ppm	その他の家きんの脂肪	3 ppm	鶏の肝臓	0.1ppm	その他の家きんの肝臓	4 ppm	鶏の腎臓	6 ppm	その他の家きんの腎臓	6 ppm	鶏の食用部分	6 ppm	その他の家きんの食用部分	6 ppm
鶏の筋肉	0.1ppm																				
その他の家きんの筋肉	3 ppm																				
鶏の脂肪	2 ppm																				
その他の家きんの脂肪	3 ppm																				
鶏の肝臓	0.1ppm																				
その他の家きんの肝臓	4 ppm																				
鶏の腎臓	6 ppm																				
その他の家きんの腎臓	6 ppm																				
鶏の食用部分	6 ppm																				
その他の家きんの食用部分	6 ppm																				

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、小麦に残留するアフィドピロベンの量の限度、米、小麦、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、さといも類、かんしょ、クレソン、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、たまねぎ、にんにく、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、ほうれんそう、未成熟えんどう、えだまめ、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実に残留するグルホシネートの量の限度、その他の家きんの脂肪に残留するジニトルミドの量の限度、米に残留するペントキサゾンの量の限度並びに大麦及びなたねに残留するメビコートクロリドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

そ の 他 告 示

○外務省告示第二百十二号

令和七年十二月二十四日にベオグラードで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定について、セルビア共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国はこれを令和八年五月六日に受領した。我が国は、令和八年六月三十日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、セルビア共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第三十一条の規定に従い、令和八年七月三十日に効力を生ずる。

令和八年七月三日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第二百十三号

令和七年十二月五日にアスンシオンで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を令和八年六月三十日に通告し、パラグアイ共和国はこれを同日に受領した。同協定がその二十八条の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和八年七月三日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第二百十四号

令和七年二月六日に東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定について、ザンビア共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国はこれを令和七年九月九日に受領した。我が国は、令和八年六月三十日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、ザンビア共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第三十一条の規定に従い、令和八年七月三十日に効力を生ずる。

令和八年七月三日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第二百十五号

令和七年十二月十九日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を令和八年六月三十日に通告し、タジキスタン共和国はこれを同日に受領した。同協定がその第二十九条の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和八年七月三日

外務大臣 茂木 敏充